

令和 6 年 2 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 6 年 2 月 2 日

富士山南東消防組合議会

令和6年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○管理者挨拶	4
○報第1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○承第1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更）	5
○議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案	6
○議第2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）	11
○議第3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	12
○議第4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	13
○議第5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案	14
○議第6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案	15
○議第7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案	16
○議第8号 富士山南東消防組合監査委員の選任について	16
○一般質問	17
○閉会の挨拶	26
○閉会の宣告	27
○署名議員	27

令和6年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

令和6年2月2日（金曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 4 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更）
- 日程第 5 議第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 7 議第 3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議第 8号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
- 日程第13 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 4 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更）
- 日程第 5 議第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 7 議第 3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案

日程第12 議第 8号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

日程第13 一般質問

出席議員（9名）

1番	川原章寛	2番	鈴木文子
4番	植松英樹	5番	藤江康儀
6番	佐野淳祥	7番	横山雅人
8番	二ノ宮善明	9番	井出悟
10番	大橋勝彦		

欠席議員（1名）

3番 井出春彦

説明のため出席した者

管 理 市 者長	豊岡武士	副 管 理 市 者長	村田悠
三島市		裾野市	
副 管 理 市 者長	池田修	消 防 長	羽田浩二
長 泉 町			
消 防 次 長 兼 長	鈴木清明	三島消防署長	北山静
総 務 課			
裾野消防署長	高村新一	長泉消防署長	下山和典
予 防 課 長	関智勝	警防救急課長	漆畑英夫
通信指令課長	渡辺光明		

議会事務担当職員

書 記 長	室伏郷志	書 記	大西保信
書 記	渡邊詳		

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木文子） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和6年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木文子） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木文子） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に3番 井出春彦議員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（鈴木文子） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木文子） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、9番 井出悟議員、10番 大橋勝彦議員の両議員を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで管理者から発言が求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 議員の皆様、こんにちは。

本日は、ここに令和6年富士山南東消防組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、今年元日、1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、当消防本部からは緊急消防援助隊静岡県隊といたしまして石川県珠洲市へ職員を派遣いたしました。

1月1日から1月21日までの間、第1陣から第7陣、延べ28隊、102名を派遣し、活動を終了いたしましたことを御報告申し上げます。今回の経験を今後の消防活動の糧として、引き続き管内住民の負託に応えられるよう、業務に精励していく所存でございます。

さて、本日この議会で御提案申し上げます議案は、専決処分の報告及び承認2件、令和6年度消防組合会計予算案、令和5年度消防組合会計補正予算案（第2号）、その他の議案が6件でございます。

詳細につきましては、この後、消防長から御説明をさせていただきます。何とぞ御審議をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての管理者としての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎報第1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告について報告を行います。

本件について当局からの報告を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） ただいま上程されました報第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

これは、令和5年4月30日、午後0時頃、三島市富田町地先において発生した救急事案の支援活動に三島消防署員が消防ポンプ自動車にて出動し、現場活動を終え、引き上げる際に、駐車していた飲食店駐車場から左折し、国道136号線に進入しようとしたところ、当該車両のリアステ

ップ右側面が駐車場内にある同飲食店スタンド看板に接触し、損傷を与えたものであります。

本件につきましては、スタンド看板の修理に要しました費用15万9,500円全額を当組合で負担することで示談が整いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、令和5年11月14日付で専決処分いたしましたので御報告するものです。

なお、この損害賠償は、保険により対応させていただきましたので併せて御報告いたします。
以上でございます。

○議長（鈴木文子） 報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言を願います。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

◎承第1号 専決処分の報告及び承認について（静岡州市町総合事務組合同規約の一部変更）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第4 承第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） ただいま上程になりました承第1号 専決処分の報告及び承認につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

これは、静岡州市町総合事務組合の構成団体の一つであります浜名湖競艇企業団が本年4月1日から浜名湖ボートレース企業団に名称変更することに伴い、静岡州市町総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより承第1号 専決処分の報告及び承認につい

てを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、承第1号は報告どおり承認されました。

◎議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第5 議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、ただいま上程になりました議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案について提案要旨を御説明申し上げます。

令和6年度の予算編成につきましては、救急隊等の感染防止資機材の使用状況、光熱水費の実績などを確認し、各種経費の削減に努めましたが、はしご車塔体部分のオーバーホールに必要な経費や、三島署中郷分遣所で建て替えに係る経費、また、組合債元金の償還などを計上したことにより、前年度より増額となる編成とさせていただきました。

それでは、議案書6ページを御覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第1条において、歳入歳出の総額はそれぞれ32億8,100万円と定めるものです。

次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債は、9ページ、10ページを御覧ください。

第2表債務負担行為は、消防車両に配備しております自動体外式除細動器（AED）ですが、こちら9台の賃貸借に係る部分として、令和6年度から全体額を510万9,000円として債務負担行為に基づき、令和7年度から令和11年度の限度額を442万8,000円と設定させていただこうとするものです。

次に、第3表地方債ですが、起債の目的及び限度額は、消防施設整備事業が2億9,200万円、消防車両整備事業が7,780万円をそれぞれ限度額として定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

6ページにお戻りください。

第3条において地方自治法第235条の3第2号の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものであります。

続きまして、11ページから14ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の歳入歳出総括を御覧ください。

令和6年度歳入歳出予算は、先ほど申しましたとおり、歳入歳出それぞれ32億8,100万円とす

るもので、前年度予算額に比べ3億3,600万円の増額となります。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

15ページ、16ページを御覧ください。

1款1項1目市町負担金は、28億6,511万3,000円を計上するもので、前年度に比べ1億7,819万6,000円の増額となります。構成市町の負担割合につきましては、組合規約第15条第2項に基づき、前年度における基準財政需要額のうち消防費の相当する額を基準として負担割合を定めております。市町の負担割合及び負担金は、三島市が50.36%で14億4,287万1,000円、裾野市が26.13%で7億4,865万4,000円、長泉町が23.51%で6億7,358万8,000円となります。

次に、17ページ、18ページを御覧ください。

2款1項1目使用料は、電柱敷地料外として6,000円を計上しております。

19ページ、20ページを御覧ください。

2款2項1目手数料は、危険物関係事務手数料及び煙火消費許可、申請審査手数料として314万円を計上するものです。

続きまして、23ページ、24ページを御覧ください。

4款1項1目消防費県補助金は、消防業務及び救急業務用の資機材などを地震・津波対策等減災交付金を活用して整備するもので1,613万7,000円を計上するものです。

次に、25ページ、26ページを御覧ください。

5款1項2目財産貸付収入は、消防署所4か所に設置の清涼飲料水自動販売機の施設貸付料として109万2,000円を計上するものです。

次に、戻りまして21ページ、3款1項1目消防費国庫補助金並びに27ページの6款1項1目一般寄附金及び29ページの7款1項1目繰越金は、費目設定のためそれぞれ1,000円を計上してございます。

次に、31ページ、32ページを御覧ください。

8款1項1目雑入は、静岡県消防学校教官及び静岡県消防防災航空隊への当消防本部から派遣する職員に係る静岡県からの人件費負担金並びに中日本高速道路株式会社からの高速道路国道救急業務支弁金など2,570万9,000円を計上するものです。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。

9款1項1目消防債は、2か年事業であります三島消防署中郷分遣所建設工事に係る消防施設整備事業に組合債として2億9,200万円を、また、三島消防署高規格救急自動車及び裾野消防署伊豆島田分署の消防ポンプ自動車の更新整備に係る消防車両整備事業費組合債として7,780万円、総額で3億6,980万円を計上するものです。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

35ページ、36ページを御覧ください。

初めに、1款1項1目議会費は、議員報酬及び議会運営に係る経費など、前年度に比べ83万3,000円の増となる193万9,000円を計上するものです。

37ページから40ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費総額では、前年度に比べ141万5,000円増の6,703万1,000円を計上するものです。一般管理費のうち人件費は、特別職及び各種審査会当委員並びに非常勤職員の報酬をそれぞれ計上し、総務管理事業は、事務系電子機器や出退勤管理システムの使用料のほか職員被服費及び庁内LAN回線利用料など、人事管理事業は賠償責任保険料や職員健康診断委託料などを計上しております。

次に、41、42ページを御覧ください。

2款2項1目監査委員費は、監査委員報酬及び監査に係る事務費など、前年度同額の25万9,000円を計上するものです。

続きまして、43ページから50ページまでとなりますが、3款1項1目常備消防費です。3款1項1目常備消防費の総額は、前年度に比べ8,921万9,000円増となる26億4,623万6,000円を計上しようとするものです。増額の要因は、人事院勧告による一般職給料及び期末・勤勉手当の引上げ、三島消防署のはしご車の7年に一度の大規模なオーバーホール、新中郷分遣所改修に伴う通信指令システム機器の移設業務などによるものです。

それでは、事業ごとに御説明いたします。

44ページの説明欄を御覧ください。

人件費は、一般職の職員の給料をはじめ、各種手当など22億8,592万3,000円を、救急高度化推進事業では、救急業務に必要な消耗品や車両燃料費及び救急救命士養成のための研修負担金など4,401万9,000円を、46ページになりますが、消防防災事業では、消防業務及び救助業務に必要な消耗品、燃料費及び各諸所光熱水費など業務を行っていく上で必要となる経費のほか、はしご車のオーバーホールを含む車両や資機材、施設の保守点検業務委託など1億8,691万2,000円を、48ページの中段になりますが、消防指令センター運営事業では、指令システム及び消防救急デジタル無線の保守点検、中郷分遣所へのシステム移設に要する委託料と通信運搬費など1億2,938万2,000円をそれぞれ計上するものです。

次に、3款1項2目消防施設費です。消防施設費の総額は前年度に比べ1億6,798万8,000円増の3億9,844万9,000円を計上するものです。消防施設整備事業では、三島消防署中郷分遣所の家屋調査委託料及び工事請負費など3億468万2,000円を、消防車両整備事業では、三島消防署高規格救急自動車並びにその裾野消防署伊豆島田分署の水槽付き消防ポンプ自動車の更新整備に係る自動車購入費などで9,376万7,000円を計上するものです。

次に、51ページ、52ページを御覧ください。

4款1項公債費の総額は、前年度に比べ7,469万4,000円増の1億5,098万5,000円を計上するものです。1目元金は1億4,340万2,000円を、2目利子では、組合債に係る償還利子及び一時借入金利子758万3,000円を計上するものです。

次に、53ページ、54ページを御覧ください。

5款1項1目予備費は、不測の事態に対応するため1,610万1,000円を計上しようとするもので

す。

最後になりますが、55ページから63ページまでに給与明細書などを添付してございます。後ほど御覧いただければと思います。

議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番 井出悟議員。

○議員（井出 悟） よろしくお願ひします。

議長への通告に基づきまして、議案第1号について質疑いたします。

質疑は大きく3点です。

1点目は、予算書9ページ、債務負担行為の自動体外式除細動器賃貸借についてです。3つ通告してありますが、①台数、②配置場所につきましては、先ほど消防長のほうから台数は9台、配置場所は消防車ということで説明がありましたので、これは省きます。

そこで、3点目、想定している1台当たりの賃貸借状況を伺います。

大きく2点目、予算書22ページ、3款1項1目消防費補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきまして科目設置になっておりますが、この詳細を伺います。

大きく3点目、予算書61ページ、債務負担行為のNet119利用料ですが、まず1点目、障害者手帳の総保有者に対する三島市、長泉町、裾野市の登録状況と令和6年度の見込みを伺います。

2点目、障害者手帳を持たない者で、消防長が許可している登録者の登録状況及び令和6年度の見込みを伺います。

以上です。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） 議案第1号についてお答えいたします。

自動体外式除細動器は、心肺停止前に発生することがある致死性不整脈に対して電気ショックを行う器械であります。今回の賃貸借条件は、器材を更新し、新たな器材を契約するため自動体外式除細動器の納期を鑑みて、9台全てを令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間の賃貸借契約といたします。

以上です。

引き続き、緊急消防援助隊設備整備費補助金について頭出しだけになっているという詳細についてお答えいたします。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は、消防組織法第45条第1項に定める緊急消防援助隊の設備の整備を促進することを目的に、消防組織法第49条第2項及び緊急消防援助隊に関する政令第6条第2項の規定に基づき、国が行う補助の対象設備及び基準額が定められております。

当本部の昨年度は、災害対応特殊救急自動車を整備いたしました。また、令和4年度事業で繰

越明許となっております災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車が11月に納車されました。令和6年度当初予算で緊急消防援助隊設備整備費補助事業を活用する予定はありませんが、年度途中における補助事業等に対応するために節目設置をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） Net 119、障害者手帳保有者に対する三島市、裾野市、長泉町の登録状況と令和6年度の見込みについてお答えいたします。

Net 119緊急通報サービスの概要につきまして、聴覚や発話障害などにより音声通話が困難な方が、スマートフォンなどのウェブ機能を利用して119番通報ができる無料の行政サービスです。

まず、利用登録状況ですが、令和5年12月31日時点での利用登録者の合計は56人であり、内訳は三島市が28人、裾野市18人、長泉町10人となっております。なお、聴覚・発声障害により音声通話が困難な方であれば、障害者手帳保有の有無にかかわらず、事前に利用申請手続をして御利用可能となります。また、令和6年度の見込みにつきましては、現在、御登録いただいている人数と同程度だと思っております。

続きまして、障害者手帳を持たない者で消防長が許可している登録者の登録状況、令和6年度の見込みについてお答えいたします。

当消防本部で策定している富士山南東消防本部Net 119緊急通報の利用に関する要綱の第3条第2号、前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者に該当する登録者につきましてはありません。なお、こちらにつきましても令和6年度の登録見込みについては同様であります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 以上で通告者による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第6 議第2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、ただいま上程になりました議第2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）について提案要旨を御説明申し上げます。

今回の補正は、三島消防署の高規格救急自動車並びに三島消防署中郷分遣所建設工事請負費において、当初予算額と契約額に差額が生じたことに伴う補正でございます。

それでは、1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ320万円を減額し、歳入歳出の総額を29億4,180万円にしようとするものです。

次に、歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正の表のとおりでございます。

4ページ、5ページを御覧ください。

第3表地方債の補正につきましては、消防施設整備事業では限度額を1億9,380万円に、消防車両整備事業では限度額を1,490万円に減額の補正をしようとするものです。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

3款1項1目消防費国庫補助金は、150万円減額し1,331万8,000円にしようとするものです。これは、三島消防署に配備しました高規格救急自動車の整備事業の契約差金に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金の減額によるものです。

12ページ、13ページを御覧ください。

9款1項1目消防債は、170万円減額し2億700万円にしようとするものです。三島消防署中郷分遣所建設工事請負費並びに三島消防署高規格救急自動車の更新整備において、それぞれ当初予算と契約額に差額が生じ起債が不要となることから、消防施設整備事業費組合債では150万円を、消防車両整備事業費組合債では20万円を減額しようとするものです。

続きまして、歳出でございますが、14ページ、15ページを御覧ください。

3款1項2目消防施設費は、376万9,000円を減額しようとするものです。内訳は、消防施設整備事業にて三島消防署中郷分遣所建設工事請負費が当初予算額と契約額に差額が生じたため160万6,000円を、消防車両整備事業では、三島消防署高規格救急自動車の更新整備が当初予算額と契約額に差額が生じたため216万3,000円を減額しようとするものです。

なお、補正額の財源内訳は、国庫支出金150万円、地方債170万円、一般財源56万9,000円、そ

れぞれ減額となっております。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

5款1項1目予備費は、歳出における減額分に係る一般財源を調整するもので、当初予算額1,425万円に56万9,000円を増額し、1,481万9,000円にしようとするものです。

議第2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第2号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第7 議第3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） ただいま上程になりました議第3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和5年8月7日付の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布、一部が同日施行され、一般職の国家公務員の給与改定が行われたことから、地方公務員法第24条第2号に規定する均衡の原則に基づき、本組合においても同様の給与に関して月例給の額及び期末・勤勉手当の額を引き上げるための改定を行おうとするものです。

改定の概要につきましては、月例給の改定について民間給与との較差を解消するため、初任給で最大で1万2,000円を引き上げている。これを踏まえ、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改正をするものであります。

期末手当の支給月給の改定については、令和5年度の12月期の支給月額を「100分の120」から「100分の125」へ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の67.5」から「100分の70」に引き上げるものであります。また、令和6年度につきましては、6月期と12月期のそれぞれの支給月額を「100分の120」から「100分の122.5」へ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の67.5」から「100分の68.75」に引き上げるものであります。

勤勉手当の支給月額の改定については、令和5年度の12月期の支給月額を「100分の100」から「100分の105」へ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の47.5」から「100分の50」に引き上げるものであります。また、令和6年度勤勉手当につきましては、6月期と12月期のそれぞれの支給月数を「100分の100」から「100分の102.5」へ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の47.5」から「100分の48.75」に引き上げるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日とし、一部を令和6年4月1日とするものであります。

議第3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第3号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

◎議第4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第8 議第4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） 議第4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、令和5年8月7日付の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年11月24日公布、一部が同日施行され、議員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当に係る額の改定が行われたことから、均衡の原則に基づき本消防組合のその他の非常勤の特別職の職員における報酬限度額の改定を行おうとするものです。

改定の概要につきましては、その他の非常勤の特別職の職員の1日当たりの報酬限度額を「3万4,200円」から「3万4,300円」へ引き上げるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日とするものです。

議第4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第4号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

◎議第5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第9 議第5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） ただいま上程になりました議第5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案について提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度は、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用されることとなったのを受け、分限処分の事由やその他の手続について条例で明確化する必要が生じたため、職員の意に反する降給の種類及び事由を定めるとともに、職員の意に反して分限処分を行う場合の具体的な手続を定めたものです。分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、公務能率の維持及び適切な運営の確保を目的として行われる処分です。

今回この分限処分を行うに当たり、新たに定められた具体的な手続として、勤務実績がよくない職員に対して分限処分を行う場合は、公正かつ客観的な人事評価または勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて処分が行われなければならない旨を新たに規定いたします。

議題5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

◎議第6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第10 議第6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） ただいま上程になりました議第6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案について提案要旨を御説明申し上げます。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の改定が行われたことから、本組合においても消防法の規定に基づく事務に関する手数料の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

議第6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決されました。

◎議第7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第11 議第7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） ただいま上程になりました議第7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について提案要旨を御説明申し上げます。

これは、地方自治法等の一部を改正する法律、こちらが令和5年5月8日に公布、その一部が令和6年4月1日から施行され、本条例中において引用する地方自治法の規定に移動が生じることに伴い、当該引用部分の改正を行うものであります。

議第7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議7号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第7号は原案どおり可決されました。

◎議第8号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第12 議第8号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） ただいま上程になりました議第8号 富士山南東消防組合監査委員の選任につきまして提案要旨を御説明させていただきます。

これは、富士山南東消防組合監査委員の加藤寛治氏の任期が本年3月28日をもって満了となりますことから、同氏を再度選任したく、地方自治法第195条及び第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

加藤氏は、令和2年3月に監査委員に選任され、税務署長及び税理士として長年にわたる経験を監査委員として監査執行に大いに発揮されており、その人格は高潔であり、財務管理、事業経営管理及び行政運営に関し優れた識見を有しておりますので、監査委員としてまさに適任であると存じます。

したがいまして、これまでの監査委員としての経験を再度生かしていただきたいと考え、議会の同意を求めるものであります。

議第8号 富士山南東消防組合監査委員の選任についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第8号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第8号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第8号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第8号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、議第8号は原案どおり可決されました。

◎一般質問

○議長（鈴木文子） 次に、日程第13 一般質問を行います。

ここで議長からお願い申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁も含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は、議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

通告者は2名であります。

これより発言順位に従いまして、8番 二ノ宮善明議員の発言を許します。

二ノ宮善明議員。

〔二ノ宮善明議員登壇〕

○議員（二ノ宮善明） 二ノ宮です。

それでは、議長への通告に従いまして一般質問を行います。

皆様のお手元にもあると思いますけれども、1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方で最大震度7の地震がありました。気象庁は、令和6年能登半島地震と命名、建物の倒壊や火災が相次ぎ、死者数は日を迫うごとに増えております。被災地は厳しい冷え込みとなり、余震が続く中、救助活動や復旧活動を妨げるかのように大雪が積もりました。体育館等での避難生活者も多数となり、持病やストレス、水不足によるトイレ環境の悪化などにより災害関連死も増えております。

そんな中、地震発生からすぐに緊急消防援助隊が組織され、当消防本部からも第1陣が被災地へ向かいました。国からの要請に対して当消防本部が素早く対応したことについて、地域住民は頼もしく感じると同時に、大きな期待を寄せていると思われまます。第1陣から第7陣が被災地での活動を行ったわけですが、隊員が寒さ、雪、雨にも負けず活動することが被災地の生きる希望、生きる力となり、隊員たちが無事に何事もなく戻ってきたことに安堵をしております。

東日本大震災時には、自治体ごと総務省消防庁からの緊急消防援助隊派遣要請に応じたと思われまますが、組合消防となった富士山南東消防本部として派遣するのは初めてのことでないでしょうか。そう思われまますので、隊員、署員の皆様にエールを送りたく一般質問を行います。

それでは、順次行います。

(1) 派遣先や地区を決める調整等はどこが行うのかということですが、総務省消防庁から富士山南東消防本部へ緊急消防援助隊の派遣要請があったことと思われまますが、石川県のうちでどこの自治体への派遣なのか、また、その自治体のうちのどの地区へ派遣するのかという調整をするのはどこが行うのでしょうか、お伺いをさせていただきます。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

被災地の都道府県庁に総務省消防庁及び統括指揮支援隊が入ります。被災地の都道府県災害対策本部等により派遣先市町村が決定され、さらに当該市町村災害対策本部によって派遣先地区が調整されます。

今回は、総務省消防庁及び石川県庁に入る統括指揮支援隊である名古屋市消防局により調整され、石川県災害対策本部で決定されました。派遣先である珠洲市での派遣地区は、珠洲市災害対策本部、被災地を管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部の指揮本部及び指揮支援隊である京都市消防局並びに静岡県大隊長により調整されました。

以上です。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 答弁ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、地震発生のその日である1日、その日に急遽緊急消防援助隊が組織されて、当消防本部からも第1陣が被災地へ向かいました。16名ということを知っています。早急な対応に国民の多くが期待を寄せていると同時に、地域住民としても先ほど言いましたけれども、一人でも多くの人を助け出していきたいと思っていたところだと思います。ありがとうございました。

（2）に移ります。

被災状況が分からない状況で出発した第1陣からの要請を受けて、資機材等の追加等はありませんでしょうか。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えいたします。

第1陣派遣隊のみならず、第2陣派遣隊以降からも資機材等の追加要請はございました。被災地の活動は、内容、場所、天候など日に日に変化いたします。県大隊からの資機材の追加指示や現地の後方支援隊から活動状況などを鑑みて追加資機材を取りまとめ、当消防本部の警防救急課に伝達し、次の派遣隊が持参しております。主な追加資機材は、感染防止対策用資機材、降雪対策のための雪かき道具、進出拠点整備のためのブルーシートやスコップ等を追加で持参いたしました。

以上です。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 答弁ありがとうございます。

私も、第2陣が出発する際に立ち会わせていただきました。車内を見せていただきましたけれども、派遣される方の個人の食料とか暖を取るための衣類と寝袋とか、そういうようなものでもかなりきつく感じました。そして、その車内で十数時間かけて現地に行くのは、私ではとても耐えられないかと、そういうふうに感じました。十分な準備をした中での資機材の追加ですので、東日本大震災等の災害の経験とか教訓、そういうようなものが生かされたからの追加資機材であると考えます。

それでは、3に移ります。

被災地での隊員の業務内容及び派遣される隊員の要件というのはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えいたします。

被災地の業務内容は、先ほど申しました指揮支援隊である京都市消防局及び静岡県大隊長が調整し、活動内容が決まります。今回の派遣先での主な業務は、消防隊は搜索活動を実施し、救急隊は珠洲市内の一般救急業務及び救急広域搬送を実施いたしました。

派遣する隊員の要件は特段ありませんが、小隊ごとに小隊長や機関員などが必要なため、階級

などを考慮して編成いたしました。また、救急隊には救急救命士を搭乗させました。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 御答弁ありがとうございます。

次に移ります。

余震がある中で、隊員の2次災害の危険性については私もすごくテレビ等を見ていて心配が尽きませんでした。余震感知について、倒壊家屋の中に緊急援助隊員が入っているとかそういう状態のとき、余震感知については体感によるものですか、それとも地震検知器みたいなものがあるのでしょうか、その辺を教えてください。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えいたします。

建物内に進入する際などは、県大隊が設置した地震警報器の作動に応じて作業の中止や緊急退避命令などの対策を取っております。なお、総務省消防庁通知、緊急消防援助隊の2次災害防止のための活動中止の判断基準などにより定められており、その災害ごとに消防、自衛隊、警察、海上保安庁、国土交通省、DMAT等の関係機関と活動中止基準を設けております。

以上です。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） ありがとうございます。

地震検知器等については、今後、東南海、南海トラフとか言われているような地震が来るというようなことで、富士山南東消防本部においても必要な資機材だなと私は感じるんです。その辺のところ、導入の検討については前向きに検討してください。

次にいきます。

消防車両の軽油及びガソリン補給等については、緊急消防援助隊は優先されているのかということでございます。実は、消防車両用の燃料は軽油で救急車両の燃料はガソリンということで、このことについては我々消防に関わる者としては知っておくべきかなと思います。停電、水不足とか食料不足が報道される中で、被災地では一般市民・町民には20リットルまでのガソリンが販売されるようになりました。家を失って避難生活を余儀なくされ、車中泊にて暖を取っている人たちにとっては大変ありがたい状況になったなど、そういうふう感じておりました。緊急消防援助隊も現地に到着するまでは、予測ですけれども、サービスエリア等で燃料を補給したりとか、あと活動用とか帰路用については携行缶に入れて持参したことと思います。ですけれども、現地では一般の方と同様に長い車列の中に混じって給油をしたのでしょうか、それとも一般の方よりも緊急消防援助隊は優先されていたのでしょうか、その辺を教えてください。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えいたします。

当初は、静岡県後方支援中隊長等が被災地の自治体やガソリンスタンドと調整して、緊急車両

用に指定されたガソリンスタンドで必要最低限の給油を実施いたしました。その後、タンクローリーでの輸送が可能になってからは、一般車両と同じく給油を実施いたしました。長い車列ができたことはございませんでした。

以上となります。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） ありがとうございます。安心しました。

それでは、次です。

隊員の派遣期間中で、当消防本部での職員減による消防業務への支障、そして消防車両の減による管内での支障、そういうものはありましたですか。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えいたします。

当消防本部で消防隊1隊と救急隊1隊の減隊を強いられましたが、出動計画隊数に不足は生じておりません。管内で発生した災害対応に支障は発生しておりませんでした。

以上です。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） ありがとうございます。

支障がなかったということで安心しました。署員が減っている間は、支障のないようにお互いにカバーし合って助け合った結果がよい結果が出たと、そういうふうに私は捉えております。

それでは、次でございます。

（7）死者32万人の被害想定が見込まれている南海トラフ地震を心配している当地域が、能登半島地震から学ぶことは多々あるのではないかと、そういうふうに考えます。消防本部としてのここが被災したときの受援体制についてどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えいたします。

当消防本部の受援体制につきましては、国が定める緊急消防援助隊の運用に関する要綱及び静岡県緊急消防援助隊受援計画を基に、富士山南東消防本部の緊急消防援助隊受援計画を策定しております。また、昨年度、静岡県を会場として実施した緊急消防援助隊全国合同訓練の検証から、受援計画や警防本部の体制の見直しを図りました。

さらに、来年度静岡県東部を会場として実施される緊急消防援助隊関東ブロック訓練などを検証し、随時、計画の見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 答弁ありがとうございます。

常に精進していただいているというようなこと、大変ありがたいと感じております。

それと、最後ですけれども、派遣されました緊急消防援助隊の皆様と管内を守ってくださった

署員の皆様、留守を守ってくださいました。本当にお疲れさまでした。災害から1か月たちましたが、まだまだ被災地では復旧もままならない状況は続いております。今後、さらなる派遣要請がひょっとしたらあるかもしれません。そういうようなときにも即座に応えられるよう、常日頃からの精進をよろしく願いをいたします。

そして、雪が降る中、寒い中を頑張ってくださいました援助隊の皆様、そして先ほど言いましたけれども、留守を守ってくださった、管内の住民の安全と安心を守ってくださいました全ての署員の皆様に感謝を申し上げまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木文子） 以上で、8番 二ノ宮善明議員の発言を打ち切ります。

次に、10番 大橋勝彦議員の発言を許します。

〔大橋勝彦議員登壇〕

○議員（大橋勝彦） 10番 大橋です。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。座らせていただきます。

私からは、緊急災害時通信の冗長化についてということで質問をさせていただきます。

大規模災害が発生した際、携帯電話がつながりにくくなることは広く知られています。総務省の情報通信白書によれば、東日本大震災の際には携帯電話の音声通話が最大で95%から70%の通信規制が実施されていたことが分かっています。災害時でもつながりやすく、複数の通信手段を持つべきと考えます。

そこで、以下伺います。

(1) 富士山南東消防警防本部連絡系統は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えいたします。

地震や台風などによる大規模な災害が発生し、通常の消防体制で災害対応が困難な状況になった場合、あるいはなりそうな場合は、三島消防庁舎3階、消防センターに警防本部を設置し、連絡系統については警防本部で情報を一括集約します。警防本部と各消防署とは内線電話及び消防救急デジタル無線を使用します。各消防署は、署員を各市町へ災害対策本部員として派遣し、本部と市町の情報共有を図ります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございます。

質問2回目になります。通常の消防体制から災害対応が困難な状況になった場合、あるいはなりそうな場合に、警防本部を立ち上げる判断はどのようなタイミングで、誰が判断をされるのか教えていただけますか。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

当本部では、風水害で台風の暴風域が予想されている場合、突発地震では管内で震度4以上の

地震により被害が生じている場合などに備え、あらかじめ富士山南東消防本部非常災害時配備態勢区分を定め、消防長の指示により警防本部を設置することとしております。

なお、消防長不在の場合は消防次長の指示を仰ぐなどして不測の事態に備えております。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） では、（２）にまいります。

通信手段はどのようになっているか教えていただけますか。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） お答えいたします。

災害時の通信手段は、消防救急デジタル無線、所轄系無線、携帯電話を利用しております。

まず、消防救急デジタル無線は、地震等の大規模災害を想定して設計されており、消防独自の通信回線として構築されています。これらの基地局は耐震構造で、非常用電源として自家用発電設備を有する各消防署に設置されております。そして緊急消防援助隊などの広域応援または受援の際に有効となる静岡県内共通の周波数、主運用波、消防の全国共通周波数である統制波を登録管理しています。なお、基地局が使用不能となった場合でも、直接交信にて通信が可能となっております。

次に、署活系無線ですが、これは省電力のトランシーバーで、隊員間の通信用に使用しております。こちらも消防救急デジタル無線と同様に、緊急消防援助隊用に割り当てられた周波数を登録しております。

最後に携帯電話ですが、主に救急隊が医療機関等の選定に使用する目的で、救急車両及び消防車両に装備されております。有事の際、通信事業者による通信規制がかけられても、つながりやすい災害時優先電話として登録しております。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） では、２回目の質問にまいります。

今説明のございました、救急隊が医療機関の選定等に使用する目的で救急車両及び消防車両に装備されている携帯電話が、有事の際にもつながりやすい災害時優先電話というのはどのようなものなのでしょうか。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） お答えいたします。

災害時優先電話は、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき防災関係等各種機関に対し、固定電話及び携帯電話の各通信事業者が提供しているサービスです。災害により安否確認や情報収集などで電話が込み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により一般の電話が制限されますが、事前に登録された災害時優先電話は、発信のたびにこうした制限を受けずに通話が可能です。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございます。

（3）の質問にまいります。

電源の確保というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） お答えいたします。

消防署、分署及び分遣所の庁舎施設には、非常用電源として自家用発電設備が設置されており、一般商用電源が災害や停電などで電源供給が絶たれた場合、瞬時に起動し、72時間以上稼働する仕組みとなっております。そして、それらの燃料につきましては、裾野伊豆島田分署に自家用給油取扱所としてガソリン、軽油ともに5,000リットルの地下タンクを備え、それぞれ常時3,000リットル以上を保有しております。

また、救急車には、車載携帯電話用バッテリー充電器及び交流100ボルト電源が装備されています。消防車につきましては、携帯型デジタル無線機の予備バッテリーを携行するなど、災害活動の長期化に備えています。

なお、近年更新している消防車両におきましては、インバーター及び交流100ボルトコンセントを設けることを車両仕様書に明記するなど、専用充電器を使用できるよう対応しております。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） 2回目の質問にまいります。

消防署、分署及び分遣所の全ての庁舎施設に非常用電源設備が設置されているのでしょうか。

また、給油なしで72時間稼働可能なだけ燃料が備蓄されているのでしょうか。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） お答えいたします。

自家用発電設備は、錦田分遣所のみ設置されておられません。その代替として、一時的に庁舎内の電力が賄える容量のあるガソリンエンジンを用いた小型発電機を配備しております。

また、72時間以上稼働できるよう必要な燃料を備蓄しております。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございました。

（4）の質問にまいります。

非常時でもつながりやすく、写真や動画も送信できる機能を併せ持った災害用無線機など、新しいサービスも始まっています。現在の通信の冗長化、つまりバックアップを研究するお考えはございますか。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） お答えいたします。

大規模災害時、通信インフラの被災や輻輳などのネットワーク負荷による通信障害に対する冗長化の検討であります。現在のところ、総務省が実現に向けた取組を行っている公共安全LTEをはじめ数機種が存在しています。こちらは、国際的に標準化されたLTE技術もしくは混み合っていない専用の電波帯域を使用することにより、一般の公衆網に比べて災害に強く、比較的 low コストで安定した通信インフラを確保でき、音声のほか画像、動画のデータ転送をはじめ様々なアプリケーションを利用できるという特徴があります。

しかしながら、まだ実証段階で正式な運用には至っていないことや、同一機器間の通話は可能なものの固定電話及び携帯電話への発信通話ができないなど、幾つか問題点もあります。また、それらをクリアしても、機器の導入費用に加え、通話料及び維持費などのコスト面での問題など、実用化には幾つか比較対象し、慎重に検討しなければならない課題があります。大規模災害においては、より円滑な消防活動に資するため、災害時における有効な通信手段及びその冗長性を確保することは大変重要な位置づけと捉えております。導入の予定では、幾つかの選択肢のうち将来を見据え、費用対効果等を総合的に勘案しながら今後の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） 現在、その総務省が実証に向けて公共安全LTEの導入の推進に向けて令和5年度、今年度の実証の実施を行っているということですが、この公共安全LTEに関してどのようなメリット、デメリットというものを今の時点でお考えでございますか。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） お答えいたします。

公共安全LTEは、現在のところ総務省による実証を行っている段階であり、メリット及びデメリットについて不明であることから、最終的な検討及び実証の結果など国からの情報提供を注視してまいります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） 3回目ですけれども、南海トラフ地震において内閣府の防災情報では、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。静岡県防災センターによれば、静岡県東部では最悪のケースで約10万5,000人が犠牲になると考えられ、全国では32万3,000人が犠牲となり、国民の約46%が被災者になるとされています。これまで経験したことの無い大災害が発生した場合、市民の生命線でもある災害時の緊急通信の冗長化、これは喫緊の対策と思いません。調査研究にとどまらず実証実験を行うなど、その配備については危機感を持って早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木文子） 渡辺通信指令課長。

○通信指令課長（渡辺光明） お答えいたします。

南海トラフ地震等の大規模地震におきましては、県内はもとより当消防本部管内においても甚大な被害が予想されることから、通信手段の安定的な確保は極めて重要性が高いと認識しております。

今後、総務省から公表される検討結果や実証結果、近隣消防本部の配備状況並びに利便性、操作性など細部にわたり注視しながら、総合的かつ慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） 御答弁ありがとうございました。

どうぞこれからも地域住民のために研究、また少しでもいい情報がございましたらまた取り入れていただいて、私たちの安全につなげていただければと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木文子） 以上で、10番 大橋勝彦議員の発言を打ち切ります。

以上で、通告者による一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 令和6年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

御提案いたしました各議案等につきましては、慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

議会を通じ、また日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1月1日に発生しました能登半島地震につきましては、改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早く地域の皆様に平穏な日常が戻ってこられることをお祈りする次第でございます。

当消防組合におきましても、先ほど申し上げましたように、石川県に多くの職員を派遣し、救急救助活動に従事をいたしました。災害のおぞましさを目の当たりにするとともに、各種災害への備えの重要性を再認識し、管内住民の安心・安全を守るために万全を期すべく、職員一人一人が決意を新たにいたしましたところでございます。

先ほど二ノ宮議員からエールを頂戴いたしまして、派遣された隊員、そしてまた留守を預かつ

た隊員共々に大変苦勞があったわけでございますけれども、温かなお言葉をいただきまして、ありがとうございます。また、今後とも議員の皆様方には、この当消防本部の隊員たちに対して、ねぎらいの言葉をおかけいただけますと大変幸いに思っているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりになりますが、まだまだ寒い日が続きますけれども、議員の皆様におかれましては、健康に御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和6年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

閉会 午後 4時23分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和6年2月2日

議 長 鈴 木 文 子

署 名 議 員 井 出 悟

署 名 議 員 大 橋 勝 彦